

航空機災害対策編

この編は、過去における航空機の災害事例及び航空機災害に係る研究結果等を参考とし、本市において航空機事故が発生した場合における応急対策について記述するが、航空機災害対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

本計画は、新千歳空港（千歳飛行場を含む。以下、「空港」という。）及び空港周辺における航空機災害に際し、千歳市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

なお、具体的な方針については、地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照するものとする。

第2 対象とする航空機災害

本計画において対象とする航空機災害は、空港及び空港周辺における航空機事故、乱気流等によるインシデント、航空機の爆破及び自衛隊機に搭載された爆弾等火薬の誘爆、航空機及び関連施設等の火災、自然災害による航空機等の損壊、その他の緊急事態等とする。

第2節 航空機災害対策の実施機関及び責務

第1 空港設置管理者等の責務

機 関 名		各 機 関 の 責 務
空港等の設置管理者	国 土 交 通 大 臣 （公共用飛行場）	空港又は航空保安施設が保安上の基準に従って管理されることを確保するため、航空法は、国土交通大臣に当該施設を定期に検査することを義務づけるとともに、当該施設が保安上の基準に従って管理されていないと認めるときは、国土交通大臣は当該施設の設置の許可の取り消し、又は期間を定めて全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができることとしている。 （航空法第47条第2項、第48条） 保安上の基準については、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第92条において、空港設置基準の維持、点検及び清掃、空港における禁止行為の掲示、立入禁止区域の標識の設置、関係行政機関との連絡設備の設置、業務日誌の備え付け等について定められているが、特に消火救難については、「空港における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとること。」と定められている。
	防 衛 大 臣 （共用飛行場）	自衛隊の飛行場又は航空保安施設の設置及び管理については、防衛大臣がその基準を定め、航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講ずることが義務づけられており（自衛隊法第107条第5項）、その基準は「飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令」で定められている。なお、自衛隊飛行場については、自衛隊法第107条第1項により、航空法第38条第1項（飛行場又は航空保安施設の設置許可）の規定の適用が除外されているので、航空法第47条第1項の適用はない。

空 港 運 営 権 者	北海道エアポート（株）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律に基づき、国より新千歳空港の運営等に係る公共施設等運営権の設定を受けた公共施設等運営権者として、次の措置を行う。 ① 消火救難設備の整備 ② 救急資材の整備 ③ 連絡体制及び手段の整備 ④ 消防計画の策定 ⑤ 訓練の実施 また、空港には一般の市街地にある建築物と異なったターミナルビルをはじめ、航空機の点検、整備等を行う格納庫、乗員訓練施設、各種のサービス施設、給油施設等多くの防火対象物が存在するが、これらの防火対象物にはそれぞれ消防法第8条が適用され、それぞれの対象物ごとに防火管理者が選任されて防火管理業務が実施されている。 しかし、空港の防火対象物はそれぞれ何らかの関連を保って運営されていること、災害発生に際し空港関係者の協力が必要であることから、空港管理者を中心に総合的防火管理業務を実施することが望ましい。
千 歳 市	市は、災害対策基本法第5条及び消防組織法第6条の定めるところにより、市の区域における防災・消防体制を十分に果たすべき責任を有しており、航空機災害が発生した場合においては、当該災害の発生場所が空港の内外であるかに関わらず、市の区域内であれば、これに対処しなければならない責任がある。 空港の設置者には、航空法により空港における航空機災害についての保安管理責任が課されており、航空法施行規則には消火救難について「空港等における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとること。」と定められているところであるが、これにより空港所在市の防災責任が免れるわけではない。

第2 防災機関の責務

機 関 名	責 務
千 歳 市 ・ 千 歳 市 消 防 本 部	(空港) ・ 地域防災計画に基づく活動 ・ 事故応急対策本部及び現地調整所への要員派遣 ・ 応急対策活動：消火及び救出・救援、負傷者のトリアージ、応急処置、医療機関への搬送 (空港周辺) ・ 地域防災計画に基づく活動 ・ 現地合同事故対策本部の設置 ・ 応急活動（空港に準じた活動）

防 災 関 係 機 関

- ・ 北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所策定の「新千歳空港緊急時対応計画」を参照

第3節 航空機災害の特性

航空機災害の態様は、航空機の種別、搭載燃料、事故の発生形態等によって相違するが、おおむね次のような様相を呈するといわれている。

区 分	航 空 機 災 害 の 主 な 様 相
一 般 的 な 火 災	① 通常大量の引火性液体燃料を搭載しているため、燃料に着火すれば急激に燃焼拡大し、乗客等が瞬時に危機にひんする。 ② 延焼方向及び延焼速度が風向、風速等の気象状況及び地形に影響されやすい。 ③ 猛烈な濃（黒）煙を伴うが、空気の対流作用が活発に行われ新鮮な空気が流入するので、消防隊員の呼吸は比較的容易である。 ④ 火災後短時間でマグネシウム合金等が燃焼し、外板等の金属部分が容易に溶解する。 ⑤ 燃料タンクが主翼内にあるため、主翼付近が火災の中心となり、流出燃料等により周囲に延焼拡大する。 ⑥ 燃料が多量に流出する場合は、低所に向かって火面が急速に拡大する危険性がある。 ⑦ 燃料タンクに損傷がなく機体の一部が燃焼する場合は、燃焼が比較的緩慢で延焼速度も遅い。
事故発生形態による災害特性	① 垂直角度に近い姿勢で地上に激突した場合は、ほとんど瞬時に爆発又は急激に燃焼拡大するが、火面はほぼ激突部周辺に限定される。 機体主要部は激突位置付近で粉碎され主翼、尾翼、方向舵、扉等は破壊され30～500m（状況によっては、1キロメートル以上）四方に破片となって飛散する。 ② 急角度で地上に激突した場合は、①と同様にほとんど瞬時に爆発又は急激に燃焼拡大し、火面は進行方向に帯状となるが、ときには大火面（2～3箇所）、小火面（20～30箇所）に分散することがある。 機体の破片は進行方向に多数飛散する。 ③ ゆるい角度で地上に激突した場合は、胴体は折れ、主翼はちぎれ、尾翼及び胴体後部は300～800メートル前方に飛散し、火面は瞬時にして大きな帯状となる。
そ の 他 の 災 害 特 性	自衛隊機においては、搭載されたミサイル等、銃弾及び脱出装置に装備された火薬が誘爆を起こすおそれがある。

第4節 被害想定

第1 発災場所の想定

近年の定期航空網の整備、小型飛行機及びヘリコプターの普及等を考慮すれば、ほとんどすべての場所で航空機による災害が発生する可能性がある。

しかしながら、航空機の事故の約70%が離着陸時及び地上で発生していることを考えると、発災場

所については空港及び空港周辺に限定し、当市の状況から次のように区分することができる。

- 1 市街地
- 2 空港
- 3 林野

第2 市街地における航空機災害

1 初期状況の設定

航空機の墜落炎上の形態は多種多様であり、また、地上に激突する際の搭載燃料の飛散の状況により市街地の災害の状況も異なるので、その設定は著しく困難であるとされ、初期状況の設定にあたっては、大胆な想定が必要とされている。

2 市街地の状況

航空機災害の特性で述べたように、航空機災害の態様は、航空機の種別、搭載燃料の種類や量、事故の発生形態等によって相違するといわれているが、航空機が垂直角度に近い姿で地上に激突した場合、急角度で地上に激突した場合、ゆるい角度で地上に激突した場合など、が考えられる。

3 延焼拡大範囲及び死傷者数

発災から関係機関による応急活動が開始されるまでの経過時間、延焼速度、消防力及び風向、風速等の自然条件を考慮し、延焼拡大範囲及び死者数を推定する必要がある、延焼拡大方式には数方式があるといわれている。このほか、確率論を用いて延焼拡大範囲を推定する方法が提案されているが、いまだ論議されているところであり、確立されていないことから今後の進展を待たなければならない。

また、死傷者数についても、航空機の乗員数や搭乗者数、市街地の初期状況、延焼速度、避難の速度、関係機関等の対応が考慮されなければならない、これを想定することも現状においては困難である。

第3 空港の航空機災害

1 初期状況の設定

空港の場合には、搭載燃料の流出状況、燃焼の部位及び範囲等の初期状況の設定が考えられる。

2 延焼拡大範囲及び死傷者の想定

経過時間、延焼速度、消防力及び自然的条件を考慮して延焼拡大範囲及び死傷者数を想定しなければならないが、これらをより明確にするには、より多くのデータの集積、確率論の導入等が必要であり、現段階では想定できない状況である。

第4 林野における航空機災害

林野における航空機災害においても、初期状況の設定、延焼拡大範囲及び死傷者の想定は、空港の航空機災害に準ずる。

資 料 編 ○航空機災害に関する資料

第2章 航空機災害予防計画

第1節 災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡

大規模な航空機災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を構築する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空機災害時における通信手段については、第3章第3節第1「災害情報の収集、報告及び伝達系統」によるものとする。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市及び消防機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておくものとする。

市は、「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の整備に努める。消防本部は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、周辺の広域消防体制を整えとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 搜索、救助、緊急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資器材、消火用資器材、車両等の整備に努めるほか、迅速な医療活動実施のための応急医療及び救護体制を整備する。

第4 航空機災害対処訓練等の実施

大規模な航空機災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 防災関係機関等の処置すべき業務の大綱

防災機関及び関係機関の処置すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

ただし、空港における航空機災害の場合は、本章第10節「空港における事故」による。

番号	防災関係機関名	防災関係機関の処置すべき業務の大綱
1	千歳市	・負傷者及び遺体の収容 ・遺体の安置 ・各種情報の伝達と市民に対する広報 ・遺族、被災者の宿舎の確保、避難誘導
2	千歳市消防本部	・消火活動 ・人命救助
3	(災害派遣要請) 陸上自衛隊第7師団	・負傷者の収容 ・遺体の収容 ・生存者の救出 ・避難者の誘導、危険区域の警戒
4	(災害派遣要請) 航空自衛隊第2航空団	・生存者の救出 ・負傷者の収容 ・現場の警戒（必要な場合） ・消火活動
5	千歳警察署	・救助、遺体の検死、現場保存 ・搭乗負傷者及び遺体の身元確認 ・危険地域住民の避難誘導 ・交通規制
6	千歳医師会	病院業務
7	千歳歯科医師会	検死・検案
8	新千歳航空測候所	航空気象情報の提供
9	北海道開発局札幌開発建設部 千歳道路事務所	管轄道路計画及び維持管理、災害復旧
10	北海道開発局札幌開発建設部 千歳川河川事務所	千歳川等の改良、維持、修繕等
11	北海道開発局札幌開発建設部 千歳空港建設事業所	滑走路、誘導路、エプロン等空港施設の整備
12	国土交通省東京航空局 新千歳空港事務所	・航空業者の指導 ・航空輸送の調整

13	第一管区海上保安本部 千歳航空基地	・ 災害情報の収集 ・ 被害調査 ・ 捜索
14	札幌管区气象台	気象情報の提供
15	北海道総合通信局	・ 非常時の通信の確保 ・ 非常通信の運用・管理
16	日本郵便株式会社千歳郵便局	郵便の非常取扱
17	北海道森林管理局 石狩森林管理署	林野火災の予消防
18	空知総合振興局 札幌建設管理部千歳出張所	・ 道路災害情報の収集 ・ 道路、橋梁の応急措置 ・ 土木建設用材の需給 ・ 千歳川等の改良、維持、修繕等
19	石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室（千歳保健所）	・ 健康被害情報の収集及び把握 ・ 関係機関等との連絡調整
20	北海道旅客鉄道(株)千歳駅	避難者等の緊急輸送
21	北海道旅客鉄道(株)新千歳空港駅	避難者等の緊急輸送
22	N T T 東日本(株)北海道事業部	・ 緊急電話の取扱 ・ 重要通信の確保
23	(株)ドコモ C S 北海道 北海道南支店	・ 緊急携帯電話の取扱 ・ 通信の確保
24	北海道電力ネットワーク(株) 千歳ネットワークセンター	電力の供給確保
25	北海道ガス(株)千歳支店	ガスの設備と保安と災害復旧
26	千歳市教育委員会	・ 被害児童生徒の救護 ・ 文教施設の利用確保
27	千歳市水道局	上水道の災害応急対策、飲料水の確保配給
28	北海道エアポート(株) 新千歳空港事業所	・ 航空業者の指導 ・ 航空輸送の調整 ・ 消火救難活動
29	航空会社	・ 搭乗負傷者及び遺体の身元確認 ・ 搭乗遺族に対する連絡調整 ・ 遺体の安置及び火葬引渡し ・ 被災者及び遺族らの宿舎の確保
30	北海道防衛局	外国軍機による災害に係る連絡調整
31	バス事業者	避難者等の緊急輸送

第3章 航空機災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

なお、航空機災害対策として行う自力で避難施設に移動することが困難な住民等の搬送については、「航空機災害時における搬送計画」として別に定める。

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

本市域内において航空機事故が発生した場合、これに対処するため、市長は、市地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置する。ただし、空港における航空機災害の場合は、本章第10節「空港における事故」による。

2 災害対策本部の廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「2 災害対策本部の廃止」に準ずる。

3 災害対策本部の設置及び廃止の通知

地震災害対策編第3章第2節第1「3 災害対策本部の設置及び廃止の通知」に準ずる。

第2 非常配備体制

1 非常配備体制

千歳市災害対策本部が設置された場合、関係職員は直ちに市地域防災計画に定めるところにより非常配備体制をとるが、休日、勤務時間外において、これらの非常事態が発生した場合及び連絡が途絶した場合は、非常連絡がなくても速やかに登庁し、それぞれの部署につくものとする。

なお、非常配備の基準は、地震災害対策編第3章第2節第2「1 非常配備の基準」に準ずる。

2 各対策部の活動

千歳市災害対策本部の各対策部は、地震災害対策編第3章第2節「災害対策本部」に基づき、それぞれの活動を開始する。特に、消防対策部にあつては、航空機災害は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、大規模災害に発展する危険があり、また、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊の結集によって、人命救助、避難誘導及び火災の延焼防止を図る。

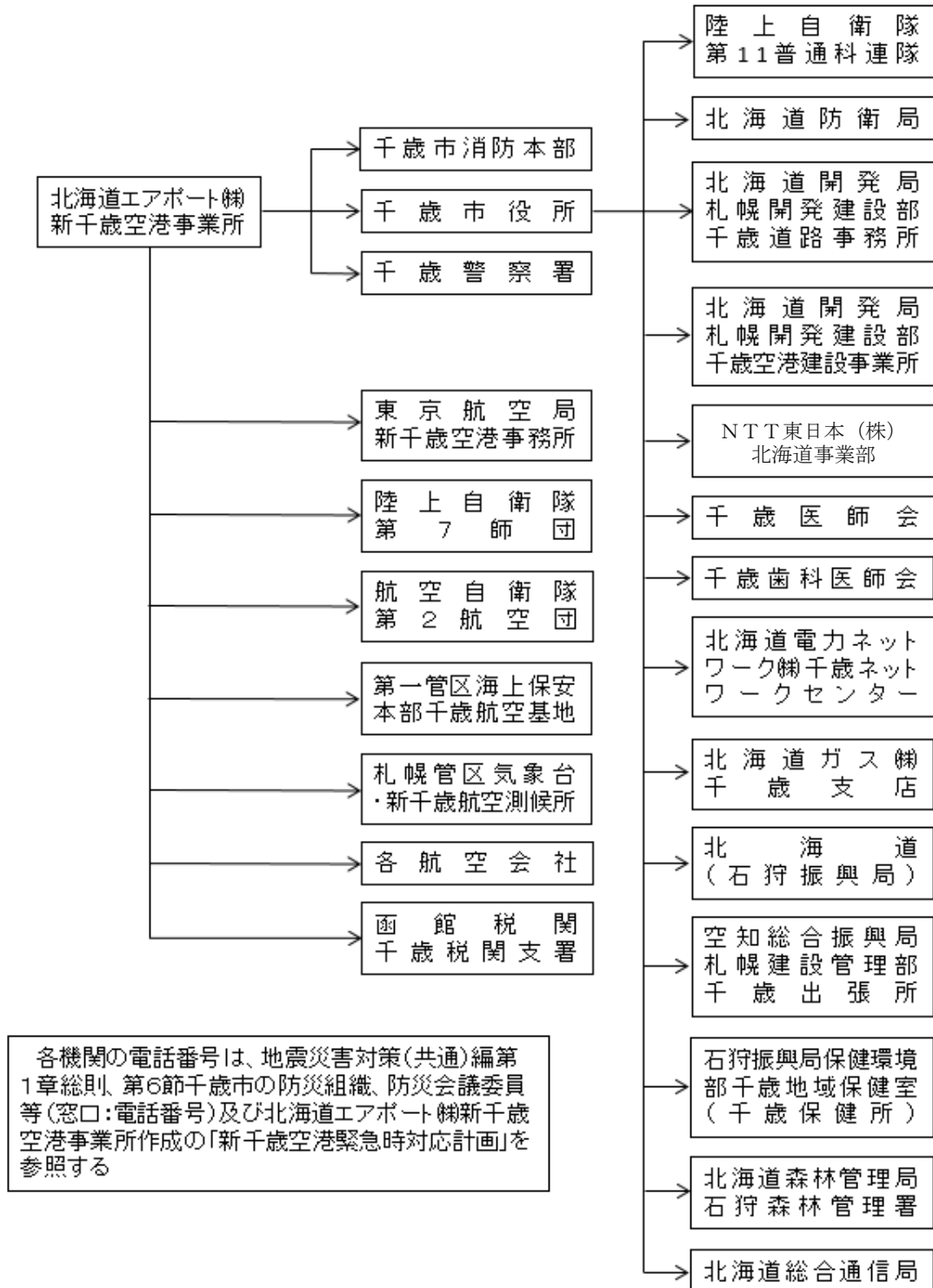
第3節 災害情報の収集及び伝達

第1 災害情報の収集、報告及び伝達系統

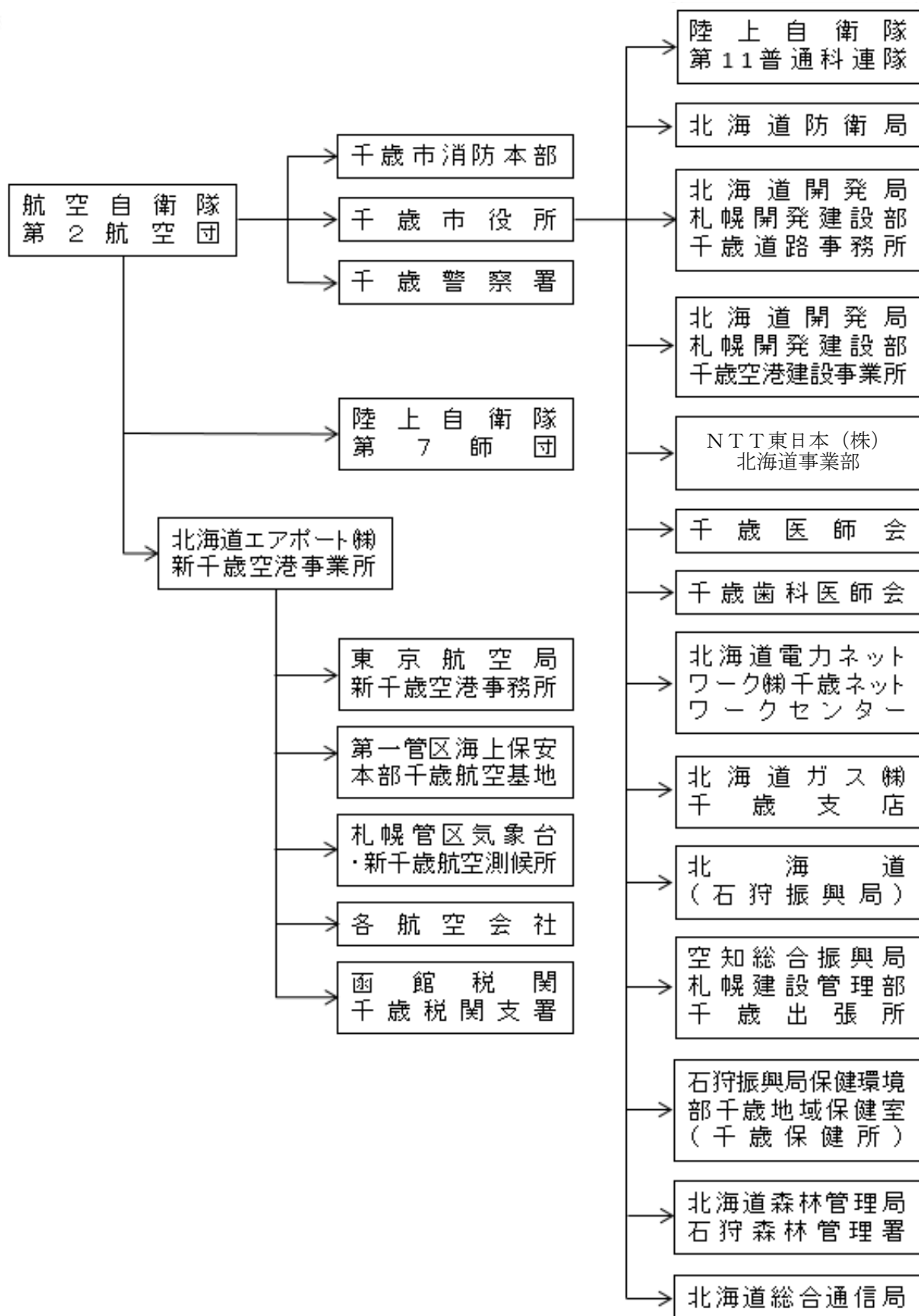
災害情報の収集、報告及び伝達系統は、次のとおりとする。

災害情報の収集、報告及び伝達系統

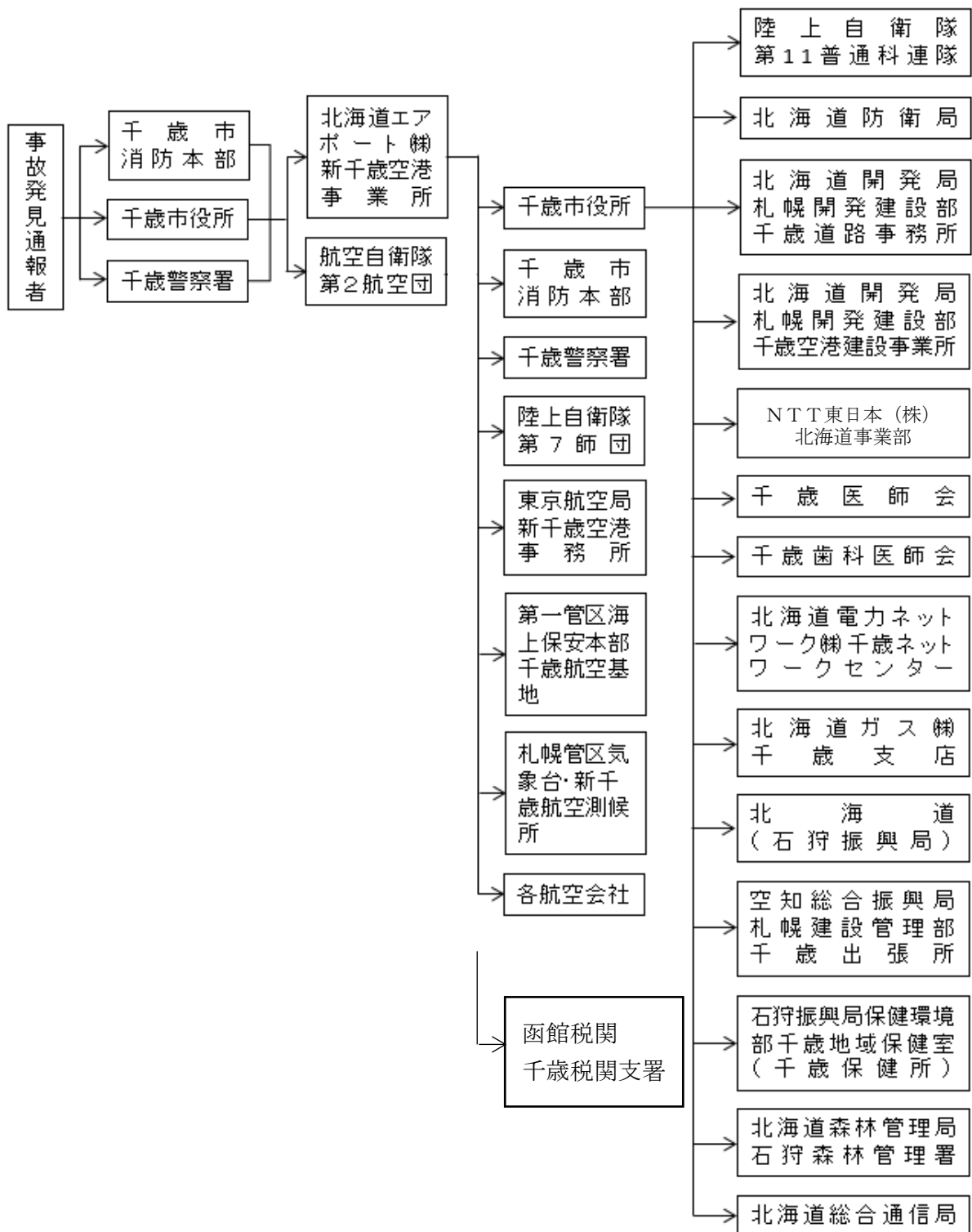
- ① 航空機災害を北海道エアポート㈱新千歳空港事業所で覚知した場合



② 航空機災害を第2航空団で覚知した場合



③ 航空機災害を住民が発見した場合



第2 広報活動

災害時の混乱と人心の動揺その他の社会不安を防止するための広報活動は、地震災害対策編第3章

第5節「災害広報」により、市災害対策本部その他関係機関がこれにあたる。

第4節 避難対策

航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害により多数の住民が瞬時にして住居を失い、あるいは生命に切迫した危険が予想されることから次により避難対策を実施する。

第1 避難指示の周知徹底

1 周知の方法

地震災害対策編第3章第10節「避難」の定めるところにより行う。

2 避難指示の内容

避難指示者、避難指示の理由、避難地区、避難先、避難経路、その他注意事項

第5節 交通対策

航空機災害時における輸送は、人命、身体のプロ護に直接関わるものを優先する。なお、具体的には、おおむね次のとおりとする。

第1 輸送力の確保

輸送力確保の優先順位は次のとおりとする。

- 1 市所有車両等の市有輸送施設
- 2 市以外の公共機関の輸送施設
- 3 公共的機関の輸送施設
- 4 民間輸送施設（営業用）
- 5 民間輸送施設（自家用）

第2 輸送拠点の確保

避難者の輸送拠点の整備を行う。

- 1 避難者の輸送拠点の整備（千歳駅2号連絡歩道の拡張整備やバスシェルターの設置など）
- 2 輸送拠点における災害情報の提供（デジタルサイネージの設置など）

第3 輸送方法

緊急輸送は、原則として自らの機関が所有又は使用する輸送施設等を使用するが、災害の状況を勘案し、他の機関が所有する輸送施設等も活用した方が有効的な場合には、他の機関に要請する。

緊急輸送は、バス、トラック等による。

第6節 警戒区域の設定

市長は、航空機災害が発生し、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

第7節 指揮体制

航空機災害の消火救難活動は、消防署隊、消防団隊、空港消防隊その他多数の部隊によって、短時間、かつ同時に実施されるが、その成否は、各隊がいかに適切に業務を分担し、統制のとれた活動を展開するかにかかっている。統制のある消火救難活動を実施するため、現地対策本部機能を充実し、的確な状況判断のもとに防ぎょ方針を決定する。

第1 現地対策本部長の留意事項

指揮にあたっては、常に全局面の概要を掌握し、人命救助を消防活動の主眼として、状況の推移に応じた防ぎょ方針を決定し、各消防隊が相互に有機的な連携活動が確保されるよう統一的な指揮を行う。

第2 各隊指揮者の留意事項

消防部隊の現場指揮本部長（現場最高指揮者）は、現地対策本部長の指揮の下に、人命救助を主眼として行動し、次の点に留意する。

- 1 短時間のうちに火災を鎮圧し救助活動を完了するよう、消防隊、救助隊及び救急隊に対して具体的かつ明確に任務を指示する。
- 2 燃料タンクの引火爆発等による二次的災害の発生防止に配慮する。
- 3 各機関との連携及び情報共有を密にする。

第8節 市街地における事故

空港周辺のうち市街地での航空機災害については、次により実施する。

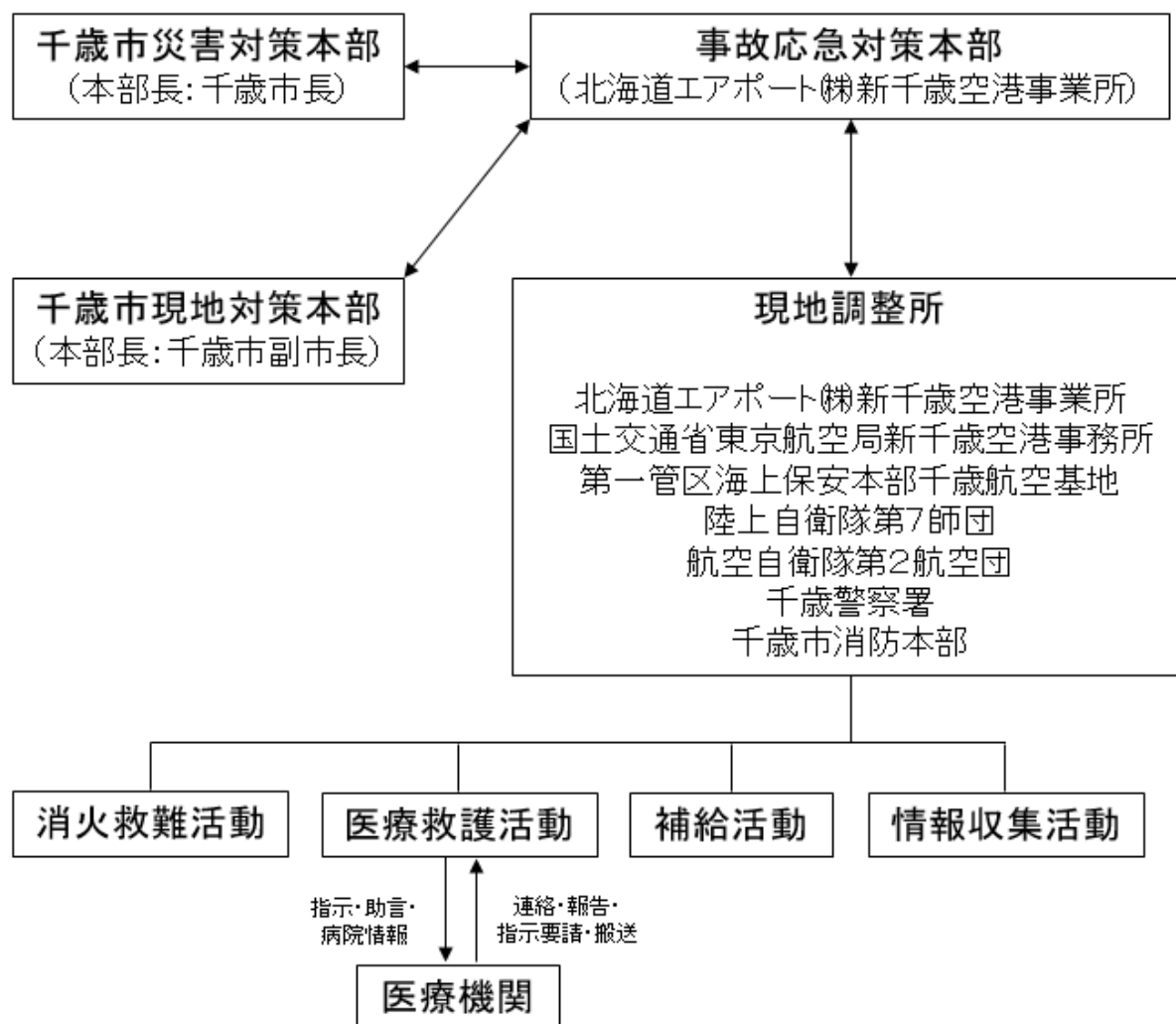
第1 調整官の派遣

千歳市災害対策本部には、防災会議機関及び関係機関からの調整官を置き、消防機関、空港関係機関相互間の情報交換その他を行い、消火、救助及び救急活動その他の応急対策が円滑に行えるようにする。

第2 現地対策本部

千歳市災害対策本部は現地対策本部を設置し、災害対策副本部長を現地対策本部長として、現地各関係機関の指揮官と調整を図り、消火及び搭乗者、被災者の救出救護にあたる。

なお、現地対策本部の組織は、おおむね次のとおりとする。



第3 現場救護所

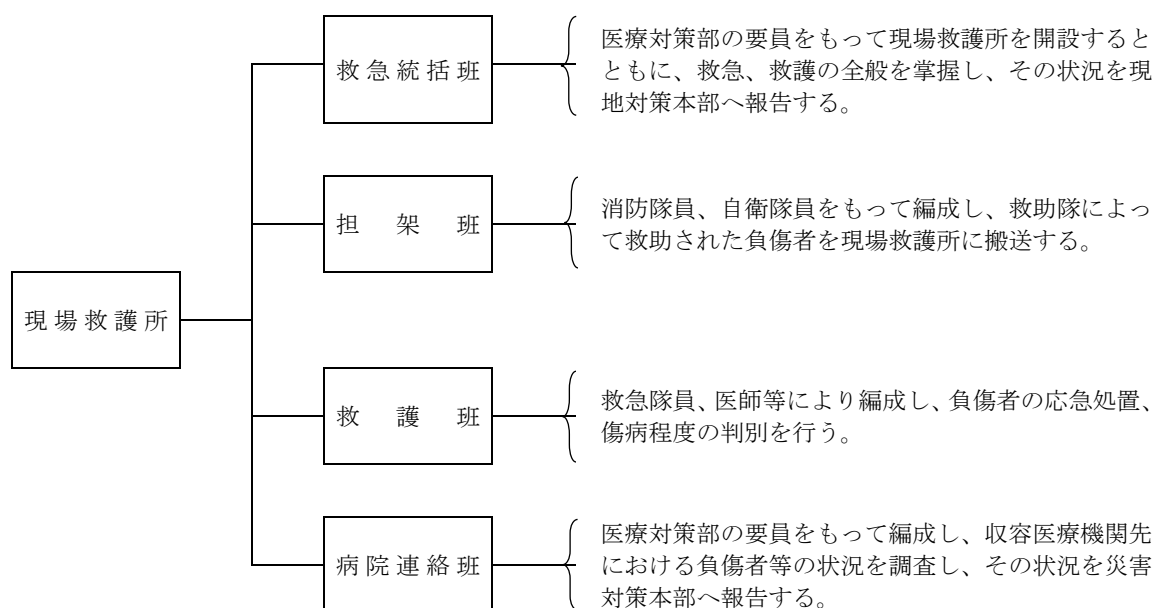
航空機事故により負傷者等が発生した場合は、現地対策本部のもと被災現場から直接医療機関へ搬送することを基本とするが、同時に多数の負傷者等が発生したことにより、現場救護所を設置し、負傷者に対する応急処置、トリアージ等を行うことが必要と、現場対策本部が判断した場合は、医療対策部が主管となり実施する。

1 設置位置

二次的災害の危険がなく、負傷者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

2 組織

現場救護所の組織は、おおむね次のとおりとする。

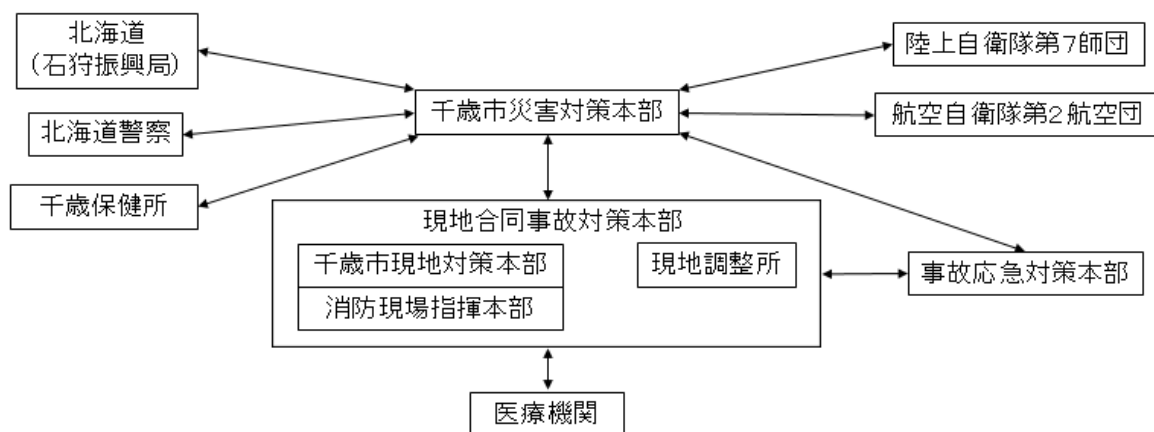


第4 通信網の確保

災害対策本部、現地対策本部には命令等の伝達及び情報の収集を行うため、必要に応じて次の通信網を確保する。

なお、この場合においては、防災行政無線、消防無線、自衛隊無線を利用する。

初動時の関係機関の業務分担は、次により行う。



初動時における関係機関の業務分担

実施項目	作業の名称	実施機関
千歳市災害対策本部における諸活動	現地対策本部及び救護所の設置	千歳市災害対策本部
	負傷者及び遺体の搬送、収容作業	千歳市災害対策本部 陸上自衛隊第7師団 航空自衛隊第2航空団
	避難誘導及び収容施設の確保	千歳市災害対策本部 千歳警察署 陸上自衛隊第7師団
	各種情報の伝達と連絡調整、市民に対する広報	千歳市災害対策本部 北海道（石狩振興局） 千歳警察署
	医療機関との連絡調整	千歳市災害対策本部 石狩振興局保健環境部千歳地域保健室 （千歳保健所）
	被災者の避難所の確保及び遺族等の宿舎の確保	千歳市災害対策本部 航空会社
	遺体の安置及び火葬、引渡し作業	千歳市災害対策本部 航空会社
場外救難活動	消火救難及び医療救護活動	千歳市災害対策本部 航空自衛隊第2航空団 陸上自衛隊第7師団 北海道エアポート㈱新千歳空港事業所 千歳医師会
	警戒区域及び事故現場の警備・警戒	千歳警察署 陸上自衛隊第7師団 航空自衛隊第2航空団
	通信網の確保及び通信作業	陸上自衛隊第7師団
病院収容	輸送作業	陸上自衛隊第7師団 航空自衛隊第2航空団 千歳市災害対策本部
	収容作業	千歳市災害対策本部
事故現場統制	統制作業	千歳警察署 航空自衛隊第2航空団 千歳市災害対策本部
交通統制	警備作業	千歳警察署
	交通統制作業	千歳警察署 陸上自衛隊第7師団
遺体の検視	遺体の検視作業	千歳警察署 千歳医師会

第5 初動時の必要とする救助活動

市街地における航空機災害の特徴は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険がある。また、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防部隊を結集して、人命救助を第一義とし対応しなければならない。

1 救助活動

航空機事故が発生し多数の負傷者がある場合は、次により救助活動を実施する。

- (1) 救急隊は、3名以上をもって編成し、搬送にあたるものとする。
- (2) 救護班は、担架班により救護所に搬送された負傷者にトリアージ（選別）を行う。トリアージタグの色（傷病程度）に応じて現場救護所内に区分して収容する。なお、トリアージタグに、必要事項を記載する。
- (3) 現場救護所での応急措置は、災害派遣・医療チーム（DMAT）及び千歳医師会や自衛隊衛生隊の協力を得て傷病程度の重い者から優先して、必要最小限度に行う。このほか、北海道に要請し、北海道医師会の出動により対応する。
- (4) 負傷者の医療機関への搬送は、重症者、中等症者、軽症者の順に行う。搬送医療機関は、市の指定病院とするが、多数の負傷者が想定されることから、札幌市及び苫小牧市など近隣の災害拠点病院及び医療機関にも要請し収容する。
- (5) 負傷者の搬送手段は、消防、医療機関、自衛隊などの救急車両のほか、関係機関等が保有するヘリコプターなどの航空機を要請し搬送する。
この場合、札幌市及び苫小牧市等近隣市町などのヘリポートについては、北海道及び当該市町と打合せのうえ収容医療機関に近いところに設定し、待機している救急車により搬送する。
- (6) 軽症者は、一般医療機関に分散して収容する。

2 遺体の収容と安置

遺体の収容については、医師及び警察官による検視を受けた後、指定する遺体収容所に搬送し、死傷者確認調書により身元の確認を行い、千歳市災害対策本部その他の場所に速やかに掲示し発表する。遺体の取扱いについては、十分に慎重を期すとともに、遺族の応接については遺漏のないよう配慮する。

なお、遺体の収容場所は、指定した学校の体育館その他の公共施設を利用する。

3 火葬

一度に多数の火葬を必要とする場合は、北海道及び近隣市町と打合せのうえ、それらの火葬場を使用する。

なお、遺骨の安置については、できる限り寺院等の施設を利用する。

4 死傷者確認調書

千歳市災害対策本部は、死傷者の状況について、別に定める死傷者確認調書により、速やかに関係機関に連絡する。

第6 その他必要とされる災害応急対策

その他必要とされる災害応急対策については、本章各節の定めるところによる。

第9節 山林原野における事故

空港周辺のうち山林、原野で発生する航空機災害については、次により実施する。

1 調整官の派遣

千歳市災害対策本部には、防災会議構成機関及び関係機関のうちから本部長が必要と認める機関から調整官の派遣を要請する。

2 現地対策本部の設置、通信網の確保、初動時における関係機関の業務分担については、本章第8節「市街地における事故」に準ずる。

3 搜索活動

山林、原野における航空機事故は、災害現場の発見が困難な場合が予想される。このような場合には、知事（石狩振興局長）に自衛隊搜索機の派遣を要請し、上空から搜索活動を行うほか、事故発見者等の誘導により、陸上からの搜索活動を行う。

4 初動時の必要とする活動

初動時の救助活動及びその他必要とされる災害応急対策については、空港周辺（市街地）で発生する航空機災害に準ずるものとするが、冬期間の積雪その他の事情により救助隊、消防隊及び救援資機材等の現地への輸送が著しく困難な場合は、知事（石狩振興局長）に自衛隊派遣を要請し、雪上車等による救助活動を実施する。

第10節 空港における事故

空港における航空機災害については、航空自衛隊千歳基地司令と北海道エアポート㈱新千歳空港事業所長の協定によるほか、次に定めるところによる。

空港において航空機事故等の緊急事態が発生した場合は、北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所内に事故応急対策本部が設置されるほか、北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所が作成する「新千歳空港緊急時対応計画」に基づき、関係機関等の密接な連携により被害の軽減に努める。

第1 千歳市災害対策本部の設置

市長は、空港における航空機災害の規模、内容等により、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、千歳市災害対策本部を設置する。

第2 通信網の確保

千歳市災害対策本部、事故応急対策本部、現場救護所その他関係機関は、必要に応じ通信網を確保する。

第3 千歳市災害対策本部の応急措置

千歳市災害対策本部は、航空機緊急情報及び出動要請に基づき、消火、救助、医療及び収容施設に対する輸送業務を行い、死傷者確認調書の作成並びに通信手段を通じ事故応急対策本部に事故者の身元・病状その他を連絡する。

第4 千歳市災害対策本部の組織及び業務分担

千歳市災害対策本部の組織及び業務分担は、地震災害対策編第3章第2節第1「5 災害対策本部の組織」に準じた組織を編成し、応急対策を実施する。

第5 消防活動

空港における航空機災害の消防活動は、空港消防隊との緊密な連携のもとに、人命救助を最大重点として、次により実施する。

1 制限区域内への進入

- (1) あらかじめ指定された緊急ゲートから進入する。
- (2) 現場調整所又は現場に至る際は、北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所の誘導のもと、誘導路及び滑走路等を走行する。

2 消防活動要領

空港における航空機災害の消防活動要領その他は、消防対策部が別に定めるマニュアルにより実施する。

第6 胴体着陸が予知された場合の措置

航空機の胴体着陸が予知された場合は、最悪の事態を想定し、関係機関等と密接な連携のもとに次の事前措置を実施する。

1 事前協議

航空機の種類、乗員、乗客数、燃料搭載量等の情報を収集し、予測される災害及びその対策について協議する。

2 出火抑制対策

滑走路に胴体着陸を行う場合は、滑走路と胴体の摩擦により火花を発生し、燃料タンク等から漏洩した燃料に引火して火災となる場合がある。また、プロペラ機の場合は、プロペラが滑走路に接触してエンジンに急激な負荷がかかるため、エンジンが過熱し発火することがあるので、出火抑止措置を行う。

なお、胴体着陸を行う場合、乗客は靴を履いていないことがあるので、救助者は注意する。

第7 遺体の収容と火葬

1 遺体の収容と安置

遺体は、事故現場において医師及び警察官により検視を受け、空港施設の遺体収容所に搬送し、遭難者の確認を行う。

なお、遺体が多い場合は、空港周辺の航空機災害に準ずる。

2 火葬

多数の火葬を必要とする場合は、本章第8節「市街地における事故」に準ずる。

第8 死傷者確認調書の作成その他

死傷者確認調書の作成その他については、本章第8節「市街地における事故」に準ずる。